特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	生活保護に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
桑名市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
桑名市長

公表日
令和7年3月19日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法に基づく生活保護費の支給等を行う事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 （外国人は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通 知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、日本人に対する決定実施の取 扱いに準じて事務を行う。） ・生活に困窮する方の相談、申請を受け付け面接、申請情報を記録する。 ・申請者に対する生活状況、扶養義務者の有無、資産活用の可能性等を調査する。 ・申請、調査の状況に応じて、各扶助（生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、 生業扶助、葬祭扶助）の支給決定を行い、口座振替、窓口、現物給付等の方法で支給する。 ・不適正に支給された扶助費について、返還金、徴収金の請求管理を行う。 ・生活保護業務の状況や各事務の継続的な調査や点検を行い、統計資料、監査資料等を作成する。 ・対象者の申請に基づき就労自立給付金、進学・就職準備給付金の支給を行う。 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、他の特定個人情報保有機関から、事務を処理するために必要な、特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。 医療扶助オンライン資格確認に関するについては、以下において個人番号を取り扱う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 （下記3点は社会保険診療報酬支払基金へ委託）
③システムの名称	生活保護システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
（1）生活保護特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表23の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第15条 3. 番号法第9条第2項 4. 桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月14日条例第50号。以下「条例」という。）第3条第1項及び別表第1　1の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供事務） 〇行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第8号、別表の8, 9, 14, 21, 22, 23, 24, 26, 27, 38, 40, 44, 46, 51, 52, 61, 63, 70, 95, 96, 100, 113, 115, 117, 123, 127, 131の項 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 （情報照会事務） 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律（番号法）第１９条 第8号、別表の23の項 〇別表第二省令 ・第19条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活支援室
②所属長の役職名	生活支援室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　総務課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部　福祉総務課生活支援室　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1169
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[　　] 内部監査	[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	桑名市において策定した桑名市情報セキュリティポリシー(6(5)物理的セキュリティ対策、6(6)技術的セキュリティ対策)を遵守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月31日	評価実施機関における担当部署　所属長名の変更	福祉総務課長　近藤　正	福祉総務課長	事後	
平成30年8月31日	3個人番号の利用 法令上の根拠	1．番号法第9条第1項及び別表第一15の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第15条	1．番号法第9条第1項及び別表第一15の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第15条 3．番号法第９条第２項 4．桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月14日条例第50号。以下「条例」という。）第3条第1項及び別表第1　1の項	事後	
平成30年8月31日	4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれるもの(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項）	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれるもの(9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119、120の項）	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	平成27年7月1日現在	平成30年4月1日現在	事後	
平成30年8月31日	2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日現在	平成30年4月1日現在	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日現在	平成31年4月1日現在	事後	
令和1年6月28日	2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日現在	平成31年4月1日現在	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策	なし	新様式への変更	事後	
令和2年8月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日現在	令和2年4月1日現在	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月31日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日現在	令和2年4月1日現在	事後	
令和2年8月31日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求連絡先	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	
令和4年2月4日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。	事後	
令和4年2月4日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。	事後	
令和4年2月4日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれるもの(9、10、14、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119、120の項）	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれるもの(9、10、14、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119、120の項）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月4日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 〇番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」となっているもの(26の項)	（情報照会の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」となっているもの(26の項)	事後	
令和4年2月4日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉総務課	生活支援室	事後	
令和4年2月4日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉総務課長	生活支援室長	事後	
令和4年2月4日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	福祉総務課	福祉総務課生活支援室	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日現在	令和3年4月1日現在	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日現在	令和3年4月1日現在	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	事後	
令和5年5月10日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		医療扶助オンライン資格確認に関するについては、以下において個人番号を取り扱う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 （下記2点は社会保険診療報酬支払基金へ委託） ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月10日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー	生活保護システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和5年8月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在	事後	
令和5年8月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在	事後	
令和5年11月13日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	下記2点は社会保険診療報酬支払基金へ委託・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	下記3点は社会保険診療報酬支払基金へ委託 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月13日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づく生活保護費の支給等を行う事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・保護の開始又は変更の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・資料の提供等の要求に対応する応答 ・就労自立給付金の支給の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・保護に要する費用の返還 ・徴収金の徴収 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	重複箇所の削除	事後	
令和6年9月25日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、他の特定個人情報保有機関から、事務を処理するために必要な、特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	番号法別表第二の削除に伴う項の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	Ⅰ 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一15の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 第15条 3. 番号法第9条第2項 4. 桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月14日条例第50号。以下「条例」という。）第3条第1項及び別表第1 1の項	1. 番号法第9条第1項及び別表23の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 第15条 3. 番号法第9条第2項 4. 桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月14日条例第50号。以下「条例」という。）第3条第1項及び別表第1 1の項	事後	番号法別表第二の削除に伴う項の整理
令和6年9月25日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれるもの(9、10、14、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119、120の項） 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 （情報照会の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」となっているもの(26の項） 〇別表第二省令	（情報提供事務） 〇行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第8号、別表の8, 9, 14, 21, 22, 23, 24, 26, 27, 38, 40, 44, 46, 51, 52, 61, 63, 70, 95, 96, 100, 113, 115, 117, 123, 127, 131の項 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 （情報照会事務） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第１９条 第8号、別表の23の項 〇別表第二省令 ・第19条	事後	番号法別表第二の削除に伴う項の整理
令和6年9月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日現在	令和6年4月1日現在	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日現在	令和6年4月1日現在	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月19日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づく生活保護費の支給等を行う事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・保護の開始又は変更の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・資料の提供等の要求に対応する応答 ・就労自立給付金の支給の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・保護に要する費用の返還 ・徴収金の徴収	生活保護法に基づく生活保護費の支給等を行う事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 （外国人は生活保護法の対象とはならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通 知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、日本人に対する決定実施の取扱いに準じて事務を行う。） ・生活に困窮する方の相談、申請を受け付け面接、申請情報を記録する。 ・申請者に対する生活状況、扶養義務者の有無、資産活用の可能性等を調査する。 ・申請、調査の状況に応じて、各扶助（生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助）の支給決定を行い、口座振替、窓口、現物給付等の方法で支給する。 ・不適正に支給された扶助費について、返還金、徴収金の請求管理を行う。 ・生活保護業務の状況や各事務の継続的な調査や点検を行い、統計資料、監査資料等を作成する。 ・対象者の申請に基づき就労自立給付金、進学・就職準備給付金の支給を行う。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年3月19日	Ⅳ リスク対策 8．人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年3月19日	Ⅳ リスク対策 8．人手を介在させる作業 判断の根拠		特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月19日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年3月19日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年3月19日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		桑名市において策定した桑名市情報セキュリティポリシー（６（５）物理的セキュリティ対策、６（６）技術的セキュリティ対策）を遵守している。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施